別表十の二（三）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の98（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、同条第１項に規定する対象連結親法人又は同項に規定する対象連結子法人ごとに記載すること。

2　「(4)のうち損金経理による金額　(5)」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額の合計額を別表四の二付表「加算」の欄に記載すること。

3　「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額　(9)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の122第２項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定により計算した金額を記載すること。

別表十一(一の二)の表中「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×102、104、106、108又は110/100」を「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×102、104、106又は108/100」に改め、同表の記載要領第三号中「「公益法人等・協同組合等の繰入限度額　(6)×102、104、106、108又は110/100　(7)　」」を「「公益法人等・協同組合等の繰入限度額　(6)×102、104、106又は108/100　(7)　」」に改め、「前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「102、104、106、108又は」を消し、同日」を「「102、104、106、」及び「又は110」」を「「102、104、106又は」」に、「「、108又は110」」を「「又は108」」に、「「、106、108又は110」」を「「、106又は108」」に、「「、104、106、108又は110」」を「「、104、106又は108」」に改める。

別表十一(二)の表中「積立限度額 (4)×80/100」を「積立限度額 (4)×/100」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十二（三）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）第２条第２項（定義）に規定する採掘権者若しくは租鉱権者（以下この号において「採掘権者等」という。）であるものが所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）附則第87条第１項（金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の２（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採掘権者等であるものが令和２年改正法附則第101条第１項（連結法人の準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「積立限度額　(4)×/100　(5)　」の分子の空欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　(2)の場合以外の場合には、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載すること。

イ　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する事業年度　10

ロ　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に開始する事業年度　20

ハ　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に開始する事業年度　30

ニ　令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する事業年度　40

ホ　令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する事業年度　50

ヘ　令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に開始する事業年度　60

ト　令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に開始する事業年度　70

チ　令和２年４月１日前に開始した事業年度　80

(2)　当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載すること。

イ　令和４年４月１日から令和５年３月30日までの間に開始する連結事業年度　50

ロ　令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に開始する連結事業年度　60

ハ　令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に開始する連結事業年度　70

ニ　令和２年４月１日前に開始した連結事業年度　80

別表十一(四)の表を次のように改める。